

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岡崎市伊賀町字七丁目117番地

氏 名 有限会社 河口商店

代表者 代表取締役 河口 誠

令和5年1月31日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、  
次の条件を付して許可する。

令和5年3月1日

幸田町長 成 瀬 敦



1 許可の内容

- (1) 業 種 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）  
(2) 有効期間 令和5年3月1日から令和7年2月28日まで  
(3) 区 域 幸田町全域

2 許可条件

関係法令を遵守すること。